

黙示による包括的同意について

三重県農協健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）を第三者に提供する場合であっても、下記のいずれかに該当するものは、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知）に基づき、被保険者等にとって利益となるもの、又は組合の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者にとって合理的であるとはいえないものにあたり、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないときには、黙示による包括的な同意を得たものとして取り扱わせていただきます。

同意をされない方におかれましては、組合の「プライバシーポリシー」に記載されたお問合せまでご連絡ください。

記

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
3. 医療費通知及びジェネリック通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。
4. 高額医療給付交付金の申請による個人情報の共同利用について（別紙）

以上

(別紙)

高額医療給付交付金申請による個人情報の共同利用について

三重県農協健康保険組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行います。

個人情報保護法第 23 条第 4 項第 3 号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的および⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について本人が容易に知りうる状態においているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を他に提供できることとされています。

1. 共同利用の趣旨

健康保険法附則第 2 条に基づき、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）と組合が共同して実施している事業です。

この事業は、高額な医療費給付が発生した際、健保財政の不均衡を調整するために財政事業拠出金を財源として実施されています。

2. 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

該当する「診療報酬明細書」（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）の写しおよび当該レセプトに係わる患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額等を記載した書類。

3. 共同利用者及び申請先

健康保険組合連合会 高額医療グループ

4. 取り扱う者の範囲

当組合：事業担当者、部門長、事務長、常務理事

健保連：高額医療費交付事業担当者、高額医療グループ

データ処理委託業者（(財)社会生産性本部 社会情報システム部）

5. 個人情報の管理について責任を有する者

当組合：個人情報取扱責任者

健保連：高額医療グループ マネージャー

〒107-8558 東京都港区南青山町 1-24-4

電話 03-3403-0557

以上